

松原地区 地域農業マスタープラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	平成25年6月27日	令和3年3月25日
対象地区名(地区内の集落名)		
松原		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	48.90 ha
② 中心経営体の耕作面積の合計	31.80 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.00 ha
(備考)	

注：④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現在、営農組合組織活動の中担い手5名(平均年齢62歳)が中心的農業者として活動してるが、構成員の中で後継者未定農家、担い手での後継者未定農家もある中で、今後いかにして現状の面積を維持するかが問題点

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内の農地利用については、現在の中心経営体で数年は耕作できると思われる。しかし後継者育成も必要である。

水田が主体の営農組合組織である。現在、中山間地域総合整備事業の中で用排水入れ替え工事、基盤整備、面的集積などなされ、耕作するにあたり立地条件が整備される中、認定農業者、担い手が中心となり活動する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 機械導入への取り組み	現在の農業は、機械化に頼るざるえない現状にある。現在、既存の機械による作業が中心であるが、老朽化が激しく新規導入は難しい現状にある。任意の組織ではあるが、法人組織にこだわらぬ、ポイント性にこだわらぬ補助事業を要望していく。
(2) 多面的機能支払交付金の活用	多面的機能支払交付金の活用により、基盤整備圃場以外の圃場の用排水の整備、進入路の整備など、これからの農地の耕作放棄地を極力未然に防ぐ取組を行う。
(3) 鳥獣被害防止対策の取り組み	イノシシ、シカによる被害が問題視される中、捕獲体制の構築に取り組む
(4)	
(5)	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	2 人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	1 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	31.80 ha	48.90 ha	65 %
今後	33.80 ha	48.90 ha	69 %